

門司港滞在型観光強化事業調査業務委託 プロポーザルに係る実施説明書

令和7年度「門司港滞在型観光強化事業調査」を実施するにあたり、専門的な知識及び実績を有する事業者を対象に、公募型プロポーザル方式にて企画提案を募集し、受託候補者を特定するもの。

1 業務概要

(1)業務名

門司港滞在型観光強化事業調査業務委託

(2)業務内容

別紙、仕様書のとおり

(3)履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4)業務に係る予算上限額

16,000千円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする。

(5)受託候補者選定方式

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2)北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号)第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3)当該業務に関して専門的な知識及び実績を有している者であること。
- (4)本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 応募手続き

(1)全体スケジュール

内 容	時 期
公募開始	令和7年7月 22 日(火)
質問書提出締切	令和7年8月4日(月)
参加意向申出書提出締切	令和7年8月12日(火)
企画提案書提出締切	令和7年8月14日(木)
結果通知(予定)	令和7年8月21日(木)

※公募説明会は実施しません。

(2)申込先(書類提出先)及び問い合わせ先

北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 本庁舎13階

電話 093-582-2565 ファックス 093-561-7525

メール toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp

(3)公募手続き

ア 質問書の提出(質問がなければ届出不要)

- 提出期限:令和7年8月4日(月)17時まで
- 提出場所:北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課
- 提出書類:質問書(様式:別紙)
- 提出方法:電子メールにより提出すること。
- 回 答:8月7日(木)までに北九州市ホームページの本実施説明書掲載ページ内に掲載する。

イ 参加意向申出書の提出

- 提出期限:令和7年8月12日(火)17時まで
- 提出場所:北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課
- 提出書類:参加意向申出書(様式:別紙)
- 提出方法:電子メールにより提出すること。
- そ の 他:期限内に提出のなかった者は企画提案書を提出できない。

ウ 企画提案書の提出

- 提出期限:令和7年8月14日(木)17時まで
- 提出場所:北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課
- 提出書類:企画提案書(様式:別紙)及び見積書(様式自由)
 - ・見積書は、仕様書に記載の事業内容に基づき、費目や単価、数量等を明確にすること。
 - ・金額は、積算内訳(単価及び数量)を明記するほか、別途、業務全体の諸経費、消費税(外税表示)を記載すること。
- 提出部数:企画提案書及び見積書とも正本1部、副本5部
- 提出方法:郵送又は持参すること。 ※期限内必着
- そ の 他:
 - ・提出書類の返却はしない。
 - ・提出後の修正及び再提出はできない。
 - ・期限内に提出のなかった者は辞退したものとみなす。

エ 受託候補者特定

- 審査基準:別紙、企画提案評価項目のとおり
- 審査結果:結果については書面により通知する。

オ 契約締結

- ・受託候補者に特定された者は、委託契約締結に向け、市と事業内容の詳細について協議を行い、協議が整った場合は、契約を締結する。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては、この限りではない。
- ・受託候補者に特定された者と協議が整わない場合は、次点者と順次協議を行い、新たな受託候補者を特定のうえ、その者と協議が整った場合は、契約を締結する。
- ・契約保証金は、契約額の100分の5の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- ・その他本書に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び北九州市契約規則等の関係規定の定めに従い処理する。

4 その他留意事項

- ・受託候補者の特定の有無にかかわらず、企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- ・企画提案書の提出後に、企画提案の資格を有しないことや虚偽の内容が記載されていたことなどが判明した場合、その提案は無効とする。
- ・委託料の支払いについては、業務完了報告等に基づく履行確認後、受託事業者からの正当な請求により支出する(確定払い)。
- ・契約締結後、「北九州市物品等供給契約競争入札結果等の公表要領」に基づき、件名、契約の相手方、金額等を市のホームページで公表する。



この事業は、市民太陽光発電所の売電収入を活用して実施しています。

市民太陽光発電所は、北九州市が市民等から建設資金を募って作った施設で、その売電収入の一部を市民に還元している公設公営のメガソーラーです。